

諮問日：令和元年7月10日（令和元年度（情）諮問第10号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（情）答申第20号）

件名：東京高等裁判所における特定月以降の特定の記録符号の事件番号のリスト
の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成31年1月からの（行ク）事件の事件番号のリスト」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和元年6月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書を作成していないことの証明がない。
- 2 苦情申出人は、別の（行ク）事件の事件番号を調べてもらったことがある。
- 3 事件名についてはすべてデータベース化されており、（行ク）事件を抽出できないとの主張は虚偽である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京高等裁判所において、本件開示申出文書を「平成31年1月以降に申し立てられた（行ク）の記録符号が付された事件について、その事件番号のリスト」と整理して探索したが、電磁的記録も含め、該当する司法行政文書の作成又は取得はなかった。

なお、「(行ク)」は、行政事件のうち地方裁判所の雑事件に付される記録符号であるため(行政事件記録符号規程(昭和38年最高裁判所規程第3号)参照)、記録符号が「(行ク)」の事件についての事件番号のリストを東京高等裁判所が作成又は取得していないとしても不合理ではない。

- 2 苦情申出人は、職員が使用するシステムを用いれば、記録符号が「(行ク)」の事件を一覧表示することは可能である旨主張する。しかし、高等裁判所の職員が使用するシステムでは、地方裁判所の事件に付される記録符号である「(行ク)」の事件を一覧表示することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月9日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出に係る「(行ク)」は、行政事件記録符号規程によれば、行政事件のうち地方裁判所の雑事件に付される記録符号であるが、このことを踏まえれば、高等裁判所の職員が使用する端末(最高裁判所事務総長の上記説明中、「システム」とあるのは「端末」の趣旨であると解される。)からは「(行ク)」の事件を一覧表示することはできず、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと

認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人